

オルトートルイジンと MOCA (3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン) の特殊健康診断について

労働安全衛生法および関係法令に基づき、事業者には一定の有害業務に従事する労働者に対し、特殊健康診断を行うことが義務付けられています。

この度、国内のオルトートルイジン 取扱い労働者、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン (略称MOCA) 取扱い労働者に膀胱がんが発生したことなどを踏まえて、これら2つの物質の特殊健康診断について、特定化学物質障害予防規則 (特化則) などが改正されました。

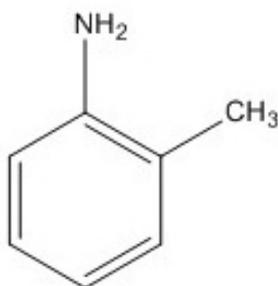
それぞれの物質について、健康診断を適切に実施いただくようお願いします。

特定化学物質障害予防規則 (特化則) などの改正のポイント

- 1 **オルトートルイジンが新たに特殊健康診断の対象**となり、膀胱がんや溶血性貧血などを予防・早期発見するための検査項目が定められました。(平成29年1月1日施行)
- 2 **MOCAの特殊健康診断の検査項目に、膀胱がんなどを予防・早期発見するための項目が追加**されました。(平成29年4月1日施行)

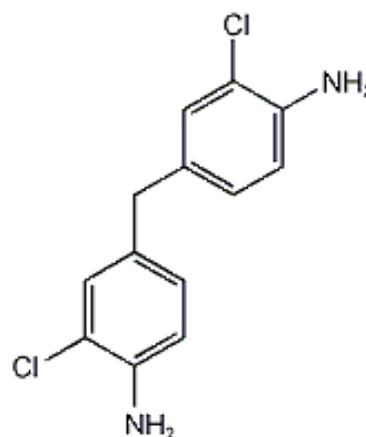
オルトートルイジン

オルトートルイジンは、主に染料や顔料を製造する際の間接原料として使用されている物質です。



3,3'-ジクロロ- 4,4'-ジアミノジフェニルメタン (略称MOCA)

MOCAは、主にウレタン樹脂の硬化剤として、製造業や建設業で使用されている物質です。



(1) 事業者には、①と②の特殊健康診断の実施が新たに義務付けられました。

①	オルトートルイジン、これを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「 オルトートルイジン等 」という）の製造・取扱業務に常時従事している労働者【 業務従事労働者 】に対する健康診断（雇入れまたは当該業務への配置替えの際、その後6か月以内ごとに1回）
②	過去にオルトートルイジン等の製造・取扱業務に常時従事させたことのある労働者で、他の業務に配置転換した後も雇用している労働者【 配置転換後労働者 】に対する健康診断（6か月以内ごとに1回）

(2) 検査項目は3ページのとおりです。

(3) 事業者には、次のことも新たに義務付けられました。

- オルトートルイジン等の特殊健康診断の結果を労働者に通知すること
- 「特定化学物質健康診断個人票」（特化則様式第2号）を作成し30年間保存すること
- 異常所見があった場合に医師の意見を聴き、就業上の措置等を講じること
- 「特定化学物質健康診断結果報告書」（特化則様式第3号）を労働基準監督署長に提出すること
- オルトートルイジン等の漏洩により労働者が汚染された場合に緊急診断を実施すること

(1) 事業者には従来から、①と②の特殊健康診断の実施が義務付けられています。

①	MOCA、これを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「 MOCA等 」という）の製造・取扱業務に常時従事している労働者【 業務従事労働者 】に対する健康診断（雇入れまたは当該業務への配置替えの際、その後6か月以内ごとに1回）
②	過去にMOCA等の製造・取扱業務に常時従事させたことのある労働者で、他の業務に配置転換した後も雇用している労働者【 配置転換後労働者 】に対する健康診断（6か月以内ごとに1回）

(2) 今回の改正で、検査項目について主に下記のような変更がありました。
（改正後の検査項目は4ページのとおりです。）

★検査項目の主な変更点★

- ◇ これまでの健康診断は、呼吸器の障害（腫瘍等）、消化器の障害、腎臓の障害等を予防・早期発見するための検査項目を規定していましたが、**膀胱がん等の尿路系の障害（腫瘍等）を予防・早期発見するための項目を追加しました。**
- ◇ 配置転換後労働者に対する健康診断は、がん等の遅発性の健康障害を予防・早期発見するために行うものであることから、**業務従事労働者と配置転換後労働者とで検査項目に差異を設けました。**

(3) 事業者には従来から、MOCA等の特殊健康診断の結果を労働者に通知することなども義務付けられています。

一次健康診断

＜必須項目＞	
①	業務の経歴の調査（業務従事労働者の健康診断に限る。）
②	作業条件の簡易な調査（業務従事労働者の健康診断に限る。）
③	オルトートルイジンによる他覚症状または自覚症状の既往歴の有無の検査
④	他覚症状または自覚症状の有無の検査
③、④の具体的内容：頭重、頭痛、めまい、倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等	
※下線部の急性症状は、業務従事労働者の健康診断に限る。	
⑤	尿中の潜血検査
＜医師が必要と認める場合に行う検査項目＞（*）	
⑥	尿中のオルトートルイジンの量の測定（業務従事労働者の健康診断に限る。）
⑦	尿沈渣検鏡の検査
⑧	尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査

二次健康診断（一次健康診断の結果、医師が必要と認める場合に実施）

＜必須項目＞	
①	作業条件の調査（業務従事労働者の健康診断に限る。）
＜医師が必要と認める場合に行う検査項目＞（*）	
②	膀胱鏡検査
③	腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査
④	赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査（業務従事労働者の健康診断に限る。）

（*）

「医師が必要と認める場合に行う検査項目」について

◇ 検査が必要か否かを判断する「医師」とは

それぞれの検査について必要か否かの判断は、健康診断を実施する医師、事業場の産業医、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場において健康管理を行う医師等が行います。

◇ 検査が必要か否かの判断方法

● 一次健康診断の「医師が必要と認める場合に行う検査項目」

一次健康診断における必須項目（業務の経歴の調査、作業条件の簡易な調査、他覚症状および自覚症状（既往および現在）の有無の検査など）の結果、前回までの健康診断の結果等を踏まえて判断します。

● 二次健康診断の「医師が必要と認める場合に行う検査項目」

一次健康診断の結果、前回までの健康診断の結果等を踏まえて判断します。

注) 下線部が、今回の改正による変更点です。（*）については、前のページをご参照ください。

一次健康診断

＜必須項目＞	
①	業務の経歴の調査（ <u>業務従事労働者の健康診断に限る。</u> ）
②	作業条件の簡易な調査（ <u>業務従事労働者の健康診断に限る。</u> ）
③	MOCAによる他覚症状または自覚症状の既往歴の有無の検査
④	他覚症状または自覚症状の有無の検査
⑤	尿中の潜血検査
③、④の具体的内容：上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、 <u>頻尿</u> 、 <u>排尿痛</u> 等	
＜医師が必要と認める場合に行う検査項目＞（*）	
⑥	尿中のMOCAの量の測定（ <u>業務従事労働者の健康診断に限る。</u> ）
⑦	尿沈渣検鏡の検査
⑧	尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査
⑨	肝機能検査（※1）
⑩	腎機能検査（※2）
（※1）一次健康診断の必須項目から変更するもの。 （※2）二次健康診断の医師が必要と認める場合に行う検査項目から変更するもの。	

二次健康診断（一次健康診断の結果、医師が必要と認める場合に実施）

＜必須項目＞	
①	作業条件の調査（ <u>業務従事労働者の健康診断に限る。</u> ）
＜医師が必要と認める場合に行う検査項目＞（*）	
②	膀胱鏡検査
③	腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査
④	胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査
⑤	喀痰の細胞診
⑥	気管支鏡検査

◆ 改正内容に関する法令、通達など、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

（オルトートルイジン関係）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142342.html>

（MOCA関係）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei54/index.html>

厚生労働省 特定化学物質

検索

◆ 改正内容についてのお問合せは、都道府県労働局または労働基準監督署へ

○ 所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

労基署 所在案内

検索

◆ 健康診断の受診に関するお問合せは、健康診断機関*または医療機関（泌尿器科など）へ

* 健康診断機関一覧（公益社団法人全国労働衛生団体連合会（全衛連）のホームページ）

<http://www.zeneiren.or.jp/cgi-bin/pdfdata/tokusyuu-kenshin.pdf>

（平成29年3月作成）